

## 第三者評価結果シート（児童養護施設）

種別	分園型小規模ケア
----	----------

### ①第三者評価機関名

サード・アイ合同会社
------------

### ②評価調査者研修修了番号

SK15002
SK16001
S24515

### ③施設名等

名称	わかすぎ学園
施設長氏名	伊藤 裕司
定員	28名
所在地(都道府県)	北海道
所在地(市町村以下)	室蘭市母恋南町5丁目5番39号
T E L	0 1 4 3 - 2 3 - 7 9 8 4
U R L	<a href="http://www5.plala.or.jp/gensen">http://www5.plala.or.jp/gensen</a>
【施設の概要】	
開設年月日	1973/7/1
経営法人・設置主体(法人名等)	社会福祉法人室蘭言泉学園
職員数 常勤職員	17名
職員数 非常勤職員	5名
専門職員の名称(ア)	心理療法担当職員
上記専門職員の人数	1名
専門職員の名称(イ)	里親支援専門相談員
上記専門職員の人数	1名
専門職員の名称(ウ)	個別対応職員
上記専門職員の人数	1名
専門職員の名称(エ)	基幹的職員
上記専門職員の人数	1名
専門職員の名称(オ)	家庭支援専門相談員
上記専門職員の人数	1名
専門職員の名称(カ)	
上記専門職員の人数	名
施設設備の概要(ア)居室数	16居室
施設設備の概要(イ)設備等	食堂・浴室・乾燥室・プレールーム・湯沸室・会議室・遊戯場(言泉学園と併用)
施設設備の概要(ウ)	
施設設備の概要(エ)	

### ④理念・基本方針

1、子ども一人ひとりの個性を尊重し、子どもの権利擁護と養育に努めると共に、個人の特性に応じ専門職による個別支援を行います。2、児童養護施設に於ける、小規模化及び家庭的養護の推進、環境整備について検討・実施していきます。3、アクションプラン29の重点推進事業との連動を図り、職員の意欲を高めていきます。
--

### ⑤施設の特徴的な取組

○児童養護施設に於ける、小規模化及び家庭的養護の推進。○学園独自の奨学金制度を立ち上げ大学等の進学率の向上を図り、子どもの貧困問題の改善。○高校等卒業後の社会自立にむけてのアフターケアの充実。
--

### ⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間(ア)契約日(開始日)	1900/1/0
評価実施期間(イ)評価結果確定日	1900/1/0
受審回数	回
前回の受審時期	平成 年度

### ⑦総評

別紙による
-------

### ⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

第三者評価について、改善点としてご指摘・ご助言頂いた点について、今後の課題とし、本体施設と連携し、職員・介助員へも周知し問題意識を共有し改善に努めていくと共に、法人全体でも規程等の見直しについて協議した上で改善に向け取り組んでいきたいと思っております。
--

### ⑥第三者評価結果（別紙）

（別紙）

## 総 評

### <評価の高い点>

#### 1 「「さよならボックス」の活用」

移転した今の小規模施設は、共有スペースも広くなり住環境は以前より良くなりました。しかし子どもたちが共有スペースに置き去りになることも多くなり、整理整頓に課題が生じてきたことから「さよならボックス」というケースを置くことになりました。共有スペースに放置されている子どもの私物は、一週間の預かり期限で保管されます。子どもたちには私物が保管されているのをアナウンスした後、期限がきても私物を取りに来ない場合は、職員室の預かりになります。「さよならボックス」を活用することで共有スペースの私物も減り、子どもたちの整理整頓の意識付けにもなりました。

#### 2 「ボトムアップな業務改善の努力」

毎年、年度末2月～3月には全職員に対して、今年度の振り返りを行っています。その際、全職員にアンケートを行い課題について具体的に記載してもらい、業務改善につなげていく努力を行っています。ともすれば管理職等で決めていってしまう流れもある中で、ボトムアップ方式で職員の意見を細かく拾うことを実施することで継続的な改善を図っています。

#### 3 「職員個々の研修計画」

研修要綱には4つの基本方針があり、3つの研修体系と研修体制は「職場研修管理者」と「職場研修担当者」の設置により運用することになっています。研修は、中期事業計画と年度のアクシヨンプランでも進捗が管理されるようになっています。

法人内に、施設長・事務長・各事業所の職場研修管理者で構成される職場研修推進委員会が設置されています。階層別研修の他、OJT（職場内研修）やSDS（自己啓発研修）まで幅広く管理することになっています。加えて学園では、職員の個別研修計画が作成され年度で評価を自ら行い次年度に繋げようとしています。計画にはSDS研修の色合いが濃く、職員自ら目標を立てています。目標に対して書籍資料にあたり、収集する等具体的な行動を起こし、次年度に対して奮起しています。職員の子ども支援に対する真摯な気持ちが表れています。

### <更なる質の向上のために求められる点>

#### 1 「スーパービジョン体制の強化について」

小規模施設の会議には本体施設の課長が出席し、本体施設との全体合同会議では心理職から療法対象の子どもの報告を受ける等、助言が受けられる体制となっています。但し、職員の支援スキルの向上のためには、日々の子どもへの対応について、きめ細かく助言が

受けられるような体制作りが望まれます。

小規模施設は、狭い空間で職員と子どもとの距離が近い分、個々の職員が背負うものも大きいのが現状です。決められた研修や会議だけではなく、日々の支援に対してリアルタイムで疑問を解消する体制作りは、職員のバーンアウトを防ぐためにも非常に重要です。

小規模施設への支援体制は、本体施設の課題でもあります。小規模施設の孤立を防ぎ、子どもへの支援を向上させるためにも、夜間介助員も含めたスーパービジョン（基幹的職員・心理職員）体制を強化していくことに期待します。

## 2 「命の教育としての性教育の必要性」

性教育委員会が設置され、本体施設主導で合同研修が実施されています。子どもの携帯やゲーム機には、必ずフィルターをかけています。性的な課題を持つ子どもに対しては、年齢に合わせて絵本等を使って、子どもに分かりやすい方法で伝えています。

但し性教育とは、課題のある子どもに対する方法だけではなく、全ての子どもに対する命の教育であり、子どもが自立と共生の力を育てるための基本的な考え方です。つまり性教育は、子ども達が社会に出て大人に至るためのリービングケアでもあります。そのため、全ての子どもに対して、子どもの年齢や発達に応じた教育の仕組みが求められます。何より、子ども同士が、性的な加害・被害関係とならないように、十分な配慮も必要となります。小規模施設と本体施設とが連携した、今後の取り組みに期待します。

## 3 「就業規則の見直しと被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応の整備」

法人では法人企画の研修、サービス向上委員会、会議での再三の周知等様々な取組をしています。しかし、被措置児童等虐待防止ガイドラインにある届出・通告に対する対応の明記が充分ではありません。

施設は、公益通報者保護規定や被措置児童虐待児の届出用紙等を整備し、苦情対応規定には、被措置児童虐待の節も設けられていますが、虐待の対応マニュアルには、届出・通告に対する対応の整備が必要です。児童福祉法第33条を再検討して職員の十分な理解が望まれます。

また、「就業規則」にある職員の懲戒処分は一般企業と変わらない内容なので、福祉施設として体罰等の虐待禁止の明文化が望まれます。

### 第三者評価結果（児童養護施設）

#### 共通評価基準（45項目）I 養育・支援の基本方針と組織

##### 1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		第三者 評価結果	
【コメント】	① 1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	c	1
理念は、主に障がいサービス事業を展開している法人理念を共通にして明文化しているが、基本方針が不明確である。社会的養護の理念においては子どもの人権尊重等に関わる姿勢が明確にされていることが重要である。基本方針は、理念に基づいて子どもに対する姿勢や地域との関わり、施設機能を示すものである。職員は、法人の基本理念の他、職員の行動指針を読み上げを行っているが、行動指針は理念に基づいた基本方針が定められていることが前提である。職員の理念・基本方針の理解と子ども・保護者等への周知の前提として、基本方針も明確にすることが望まれる。			

##### 2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		第三者 評価結果	
【コメント】	① 2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b	2
北海道児童養護施設協議会からの通知、各種会議への出席等から得られた情報から措置児童数の把握を行っている。管内の児童相談所とのやり取りから措置児童の傾向も把握して、現在の入所児童と今後措置される児童の傾向も把握している。しかし、社会的養護施設の経営課題としては、法人の第三次中期事業計画（平成29年度～31年度）に組み込まれているのみである。学園は圏域で唯一の児童養護施設であり、室蘭市要保護児童対策協議会の会長を務める等の地域福祉に欠かせない存在である。今後の地域の子どもの子育て支援のためにも、中期事業計画に盛り込める十分な経営分析を期待したい。			
【コメント】	② 3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a	3
学園は、社会的養護の新ビジョンが平成29年8月に出来る以前に小規模ケアをすすめている。本体施設から離れた地域に、平成19年4月1日より小規模ケア「桜」、平成16年5月30日より地域小規模児童養護施設「楓」を運営している。直近では、苫小牧市に平成28年4月1日より地域小規模児童養護施設「鈴蘭」を開設している。「社会的養護推進計画」を策定、分園型グループホームの市外設置や本園内小規模グループケアを予定している。			

##### 3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		第三者 評価結果	
【コメント】	① 4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b	4
法人の第三次中期事業計画（平成29年度～31年度）項目のセーフティネットの強化と新規事業開拓として、「小規模な環境できめ細やかな支援の提供」「児童養護施設のユニット化」が項目として定められ、その課題として小規模ケア及び家庭養護のあり方と検証と資金計画に対して年度毎に進捗と予算処理欄を設けている。計画には、法人全体に向けた考え方・方向性、位置づけ等が示され、事業所のビジョンが記載されている。同法人は、小規模化推進の政策促進以前に、本体施設から離れた一般住宅を借り上げてグループホームを運営しており、先進的ではあるが中期計画には具体的な記載が乏しい。小規模化を進めるのであれば、そのための人員配置、人材育成、中期の収支予算についての計画も期待したい。			
【コメント】	② 5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b	5
年度毎の「アクションプラン」が作成され、重点推進事項に公益的事業の推進、職位階層研修等が挙げられているが、児童養護施設や小規模ケアに関する記載が乏しい。「支援手引書（サポートマニュアル）2017年度」に事業方針と運営重点項目が挙げられているが、具体的な実施事項ではないため計画後の評価がどうなるのか不明である。しかし、単年度においては、月毎に「重点生活支援計画書」や「地域療育現況報告」が作成され、子どもに対する具体的な支援へと落とし込んでいる。法人の第三次中長期計画に謳われているPDCAサイクルのためにも、単年度計画には、より具体的な記載が期待される。			
(2) 事業計画が適切に策定されている。			
【コメント】	① 6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b	6
「アクションプラン」は、法人規模の単年度事業計画として、推進委員会と委員会内部に設けた6部会の構成で進行、作成される。「支援手引書（サポートマニュアル）」は、2月、3月の会議で一般職員の意見も出し合い次年度へと更新している。「支援手引書（サポートマニュアル）」には、「保健衛生支援計画」の他に、「2017年度事業所衛生推進委員会計画」があり、「学習支援計画」「研修計画」「地域・ボランティア計画」「年内保育計画」を設けている。年度の事業報告書が法人規模で作成されているが、計画実施後の評価と見直し経過がどうなっているかに関しては不十分である。職員の計画理解は、子ども支援の実践に繋がる内容なので今後期待したい。			
【コメント】	② 7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	b	7
保護者会の開催時に説明する他、来園できない保護者が殆どなので「わかずぎ便り」に事業計画書を同封し郵送している。子どもには、直接関係する行事を中心に掲示している。周知には努めているが、事業計画の理解を促すためには、配布資料のわかりやすい工夫が期待される。			

#### 4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	第三者 評価結果	
【コメント】	① 8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
毎年度の第三者評価基準による自己評価の他、法人のサービス向上委員会企画の「職員セルフチェックリスト」や「虐待早期発見チェックリスト」等のアンケートを実施している。様々な手段で組織的に取組もうとしているが、実施した結果を次にどうしたかの経過が不明瞭となっている。次年度に反映して機能できるように今後期待したい。		
【コメント】	② 9 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
毎年度の第三者評価基準を使用した自己評価や法人独自の職員用虐待防止チェックリスト等が実施されている。しかしその後の経過を記録、改善策とその結果を活かした計画にまで至っていないので今後期待したい。		

## II 施設の運営管理

### 1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。	第三者 評価結果	
【コメント】	① 10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
施設長は、法人の障がい福祉事業所と常務理事を兼務し、法人全体の経営と各事業所の運営に責任を負っている。役割に関しては、会議時に主に権利擁護について職員に喚起を促している。課長・主任職、一般職の裁量を尊び子どもをのびのびと支援させている。なかでも、子ども貧困防止のために奨学金手続きを自ら調査、進学実現につなげるなど、職員の信頼感を高めた。施設長としての表明は、内部では職員の理解、外部では施設の理解に繋がるため、広報誌への文書掲載や地域催事でのスピーチなど学園の理念・基本方針の周知も含めた活動にも期待したい。		
【コメント】	② 11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
全国と北海道の児童養護施設協議会や児童相談所との会議や研修、メール配信により遵守すべき法令の理解に努めている。職員への周知の取組としては、法人内研修等が挙げられる。また、会議の席での発言もあるが、被措置児童虐待の届出・通告の制度（福祉法33条）への取組に不十分な点が見られる。公益通報者保護制度の定期的周知や就業規則の制裁条項の見直し等が期待される。		
(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
【コメント】	① 12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
平成29年度より、奨学金制度を設けて子どもの卒園後の貧困防止を図っている。退所後のアフターケアのために、体制を検討中である。施設内の定期巡回は行わないが、職員を信頼して支援現場を尊重している。役職上、直接に子どもの支援に関わって範を示すことはないが、室蘭市要保護児童対策地域協議会の会長を務めるなど、学園に留まらない地域全体の養育・支援の質向上にも意欲的である。		
【コメント】	② 13 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	b
経営改善に関しては、常務理事として四役会議等に出席、発言している。業務の実効性としては、行政監査の助言を得て職員の勤務体制の改善に着手し、25時間勤務の宿直を廃止して16時間勤務の夜勤体制に変更した。職員からは、体力的に楽になったとの声がある。人事面では処遇アップによる職員定着も検討しており、今後が期待される。		

### 2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	第三者 評価結果	
【コメント】	① 14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
法人の「第三次中期事業計画」内にある人材育成の強化推進項目に、新採用職員の強化プログラム作成と実行等が掲げられている。年度事業計画では、「アクションプラン29」に職員階層研修準備年度として、担当職員育成とプログラム作成を方向付けている。「アクションプラン29実行計画書」には、実効性のあるプログラム作成立案を目指す、と明記され、職員階層からの人材定着への取組がうかがえる。しかし、人材の確保のための具体的な計画としては不十分である。計画の見直し時には、人材の定着と確保への具体的な記載が期待される。		
【コメント】	② 15 総合的な人事管理が行われている。	b
人事考課は、一般職、指導監督職のそれぞれで自己点検表をもとに一次考課、二次効果と面談を進めていく。面談では、SDS（自己啓発研修）を含めた個別研修計画についても確認される。この個別研修計画とキャリアプランが職員の総合的な人事管理にも資するように、今後期待したい。		



(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
【コメント】	① 16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b	16
職員は、児童養護施設・小規模ケアの他、法人内事業所への配属先の希望も申し出ることができる。法人内に悩み相談の窓口設置はないが、人事考課面談時に個別に上司と話すことができる。今後は、職場定着の効果もあるメンタルヘルスの取組が期待される。			
(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
【コメント】	① 17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b	17
法人共通の10の行動指針を研修要綱の求められる職員像としている。職員の個別研修計画は年度ごとに評価を自ら行い、次年度に繋げようとしている。個別研修計画はSDS（自己啓発）研修の色合いが濃く、職員自ら目標を立てている。計画の達成具合は上司との面談はあるが、具体的な目標管理までには至っていない。目標管理には、社会的養護施設が組織として求めるスキル等の記載も求められる。個別研修計画は平成28年度より始めたばかりである。今後は、職員個々の目標が組織の求める専門性へと具体的な目標管理となることが期待される。			
【コメント】	② 18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b	18
研修要綱には4つの基本方針により、3つの研修体系と、研修体制は「職場研修管理者」と「職場研修担当者」の設置により運用することになっている。研修は、中期事業計画と年度のアクションプランでも進捗が管理されている。職員個別研修計画と年度に開催される研修会やOJT等との連動性が不十分なため、見直し時には学園が求める期待する職員像との合致を具体的に目指すことが期待される。			
【コメント】	③ 19 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b	19
法人内に、施設長・事務長・各事業所の職場研修管理者で構成される「職場研修推進委員会」が設置されている。階層別研修の他、OJTやSDSまで幅広く管理することになっているが、個別職員計画との乖離がみられる。企画実行された研修そのものの見直しも重要であるが、受講した職員個々の計画の見直しにより充実した教育・研修の確保となることが期待される。			
(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
【コメント】	① 20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b	20
社会福祉士実習プログラムはあるが、実習指導者が不在である。このため指導者研修を履修した実習指導の職員が欠員となっている。保育士等の実習の受け入れはあるため、「実習のしおり」の「はじめに」にある事柄が十分に伝わるように、担当する職員への何らかの指導が期待される。また、基本姿勢の明文化として、学園と法人の意気が伝わるような文言の見直しにも期待したい。			
<b>3 運営の透明性の確保</b>			
(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			第三者 評価結果
【コメント】	① 21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b	21
法人のホームページには事業所の基本情報と共に、情報公開のページを設けている。苦情解決体制のページには、事業所毎に年度の結果を表にして掲載している。様々の公開はあるが、学園の理念と基本方針は養育・支援の内容に反映する重要なものであるため、基本方針も含めて掲載することが期待される。			
【コメント】	② 22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b	22
外部監査は行政監査や法人内監査ではなく、外部の機関による会計監査等を指す。法人規模としては5年に1回の外部監査は必要ないが、法人運営の透明性の確保には5年に1回程度の外部監査が期待される。			
<b>4 地域との交流、地域貢献</b>			
(1) 地域との関係が適切に確保されている。			第三者 評価結果
【コメント】	① 23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b	23
地域に関しては、年度毎に作成する支援手引書（サポートマニュアル）に「地域・ボランティア計画」がある。重点方針と重点目標と着眼点がそれぞれ3つ挙げているが、学園が地域とどのように関わっていくのかという基本的な考え方が読み取りにくい。記録のファイル名は「地域・ボランティア」とあり、主旨としては理解できるが、ボランティアとは分けた方が子どもが地域と関わるための力点に重心をおける。次回の支援手引書（サポートマニュアル）には、地域との基本的な考え方を記載することが期待される。			

【コメント】	② 24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b	24
ボランティアに関しては、年度毎に作成する支援手引書（サポートマニュアル）に「地域・ボランティア計画」がある。重点方針と重点目標と着眼点がそれぞれ3つ挙げられ、子どもがボランティアすることと、ボランティア自体の育成が記載されているのは画期的である。しかし、本項目はボランティア等の受入れと体制に関してである。ボランティア受け入れの基本姿勢として読み取ることもできるが、学園として文言を整理することと受入れマニュアルの整備が期待される。			
(2) 関係機関との連携が確保されている。			
【コメント】	① 25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b	25
カンファレンス等で学園外の機関と連携した事例は報告、協議されている。子どもに関する関係機関等のリストはある。例えば、職員の担当がリービングケアの必要な子どもに変わったときにも、即時に情報共有できるように整備することが期待される。また、本体施設のある室蘭市から苫小牧市に地域小規模児童養護施設を設け、今後も増設の予定がある。地域連携のネットワーク化はリービングケアにもつながる。今後のネットワークの拡充に期待したい。			
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
【コメント】	① 26 施設が有する機能を地域に還元している。	a	26
2つの町内会と災害協定書を締結し、近隣地域と協力関係にある。平成29年度は、第1回目の映画上映会を法人共有の体育館で実施した。子どもが集まりやすいアニメを選択し、母子家庭、高齢者を問わず近隣住民が来園できる場を設けようとしている。			
【コメント】	② 27 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b	27
苫小牧市に地域小規模児童養護施設を増設し、社会的養護の小規模化を進めている。小規模化推進の政策以前から、グループホームによる小規模ケアを本体施設から離れた一軒家を借り上げて運営している。こうした経緯から地域の福祉ニーズを肌で感じてはいる。平成29年度より始めたアニメ上映会周知の過程で福祉ニーズを把握し、これに基づく公益的な活動等につなげる構想があるので今後に期待したい。			
<b>Ⅲ 適切な養育・支援の実施</b>			
<b>1 子ども本位の養育・支援</b>			
(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。			第三者 評価結果
【コメント】	① 28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	b	28
理事長は、ビデオレターを作成して、職員に法人理念の理解を促している。生活支援方針で基本的な施設の方針を示し、年度で支援の重点目標を示して。子どもを尊重した養育・支援に関する姿勢を強化しつつあるが、具体的な支援場面での共通認識を高めることが求められる。標準的な実施方法等の見直しをすすめ、個々の養育・支援に具体的に反映することに期待したい。			
【コメント】	② 29 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した養育・支援の実施が行われている。	b	29
学園では、虐待防止等の権利擁護についての研修や、虐待防止チェックリストがあり、職員へプライバシーについて周知している。生活支援の場で、私物は勝手に触らない、居室にはノックをして入る等の基本的なルールはある。日々の子どもの支援におけるプライバシー保護と個人情報保護の観点が混同される面もあり、職員参画のもと、子どものプライバシーについての再確認をして、マニュアルを見直すことに期待したい。			
(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
【コメント】	① 30 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	b	30
入所が必要と思われる子どもや保護者に対して、法人としての要覧や施設のパンフレットはある。但し、施設の養育・支援内容がわかりやすく説明された印刷物はない。児童養護施設への理解を促し、必要な情報を周知するためにも、現在のホームページの活用・充実に期待したい。			
【コメント】	② 31 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	b	31
入所時子どもには、日課表を基に、日課・ルールの説明をしている。さらに、小規模の利点を活かして、随時子どもたちの要望を聞きつつ、話し合いをしている。子どもの目に付く場所に、役割やルールの掲示もされている。小規模への移行には、子どもと保護者への説明・納得・同意を得ているが、児童相談所との連携とともに、連絡が困難な保護者には、電話や学園便りの送付を通して確認をしている。今後の一層の取り組みに期待したい。			
【コメント】	③ 32 措置変更や地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	b	32
他の施設や家庭への移行には、必ず児童相談所が介入し、求められる資料を提出している。また、要保護児童対策協議会を開き、移行する地域との連携を図っている。必要な資料も作成しているが、定められた引継ぎ文書はない。子どもや保護者に対する退所後の相談方法についての内容記載文書もなく、今後の改善に期待したい。			

(3) 子どもの満足の向上に努めている。		第三者 評価結果	
【コメント】	① 33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b	33
子ども自治会「みつばっち」、各ブロック、年齢ごとの話し合い、また、個別にメールでのやり取りをして、子どもの満足を把握している。小規模ケア「桜」においても小規模の利点を活かし、きめ細かく子どものニーズ・満足の把握をしている。但し、要望等に対応するのみでは、有効で継続的な改善対応とはいえない。今後は、把握した結果を分析・検討し、施設全体として共通の問題意識のもとに改善の取組を行うことに期待したい。			
(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。			
【コメント】	① 34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b	34
苦情解決の仕組みはあるが、子ども及び保護者への周知と理解の促進については不十分である。苦情解決の仕組みは、支援の質の向上のために有効な手段として位置付けられることが重要である。第三者委員の活用方法も含め、苦情解決の仕組みを機能させる取組みに期待したい。			
【コメント】	② 35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	b	35
日々の支援の中で、子どもと職員との関係づくりに取組み、子どもが相談しやすい環境づくりをしている。但し、外部への相談窓口の周知は不十分である。今後は、複数の相談方法や窓口が用意されていることを、子どもにわかりやすい方法（日常的な言葉がけや、わかり易い場所と内容で掲示する）で周知することに期待したい。			
【コメント】	③ 36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b	36
子どもへの対応方法には、担当職員の裁量に任せられる内容と、全体での話し合いが必要で返答に時間を有する内容がある。今後は、子どもへの具体的な対応方法を職員間で再確認をして、マニュアルに活かしていくことに期待したい。			
(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		第三者 評価結果	
【コメント】	① 37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b	37
ヒヤリハット報告は、月2~3件程度である。報告書は、結果への対策を記載して管理職のコメントを附記して決済を受けるようになっている。しかし集計分析をしていないため、リスクの傾向が不明のままであり、支援の質に影響している。今後、ヒヤリハット提出を増やすことの意義を周知し、分析を通して標準的な支援の向上につなげていくことを期待したい。			
【コメント】	② 38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b	38
法人の衛生推進委員会は、年3回会議を開き、直近で流行しそうな感染症の情報と対応について各施設に申し送りを行っている。しかし日々の湿度の管理対策等は不十分なところもあり、総合的な対策に期待したい。			
【コメント】	③ 39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a	39
地震、火事、台風等の想定で毎年避難訓練を実施している。また近隣の町内会とも協定を結び、緊急避難場所として町内会館を使用することにもなっている。その際の備蓄品等もリスト化されている。			

## 2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		第三者 評価結果	
【コメント】	① 40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	b	40
支援手引書（サポートマニュアル）には、「生活支援計画」「保健衛生計画」「防災支援計画」「学習支援計画」「自立支援計画策定の手引き」「基準日課表」がある。しかし、子どもへの声のかけ方等の具体的な実施方法の記載としたは不十分である。標準的な実施方法には、ヒヤリハット分析からの質的向上につながる視点や、支援上のプライバシーとストレングスやエンパワメントの視点による具体的な記述が期待される。記載に際しては、職員個々の裁量に任せられていることを共通ルール化してしていくことにも期待したい。			
【コメント】	② 41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b	41
支援手引書（サポートマニュアル）の見直しは、年度末の反省会で各職員から年度中の振り返りを提出して改善につなげている。また、ブロック・ミーティング等で各職員の支援方法について振り返りを行っている。基準日課は、年度初めに子どもたちとも話し合い、確認を行っている。今後新たに作成される具体的な標準的な実施方法についても、同様に見直しされていくことを期待したい。			



(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。			
【コメント】	① 42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	b	42
自立支援計画は、個々の子どもの担当者、ブロック主任、心理職、管理職等と個別支援会議を開催して策定している。その際の根拠となるアセスメントは、毎月個別にまとめている「個別重点月間集約表」である。しかし個別支援会議の記録がないため、どのような視点でアセスメントと目標が策定されたのかが不明瞭になっている。また、自立支援計画の目標に対しての養護記録、個別重点月間集約表の運動性がわかりにくく、どのように評価されたのか不鮮明である。目標に対する支援は客観的にどうであったのかを明示することが期待される。			
【コメント】	② 43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	b	43
自立支援計画は毎年5月、11月に定期的に評価・見直しを行っている。しかし個別支援会議の記録がないことで評価方法が不透明である。また、個別の支援方法等が口頭で伝達されている場合と養護記録に記載されていることがある。自立支援計画書に記載して共通化していく支援方法としては課題が残る。今後の見直しに期待したい。			
(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。			
【コメント】	① 44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	b	44
「自立支援計画票」「個別重点月間集約表」「養護記録」「ケース記録」等の運動性が不十分なため、子どもの支援状況の進捗状況が不明瞭である。また様々な障がいを持つ子どもが増えてきていることから、個別での支援方法が重要になってきている。自立支援計画そのものが個別支援でもあるので、子ども一人一人の支援経過が明瞭となるように、また記録の差異がなくなるように、今後の取り組みに期待したい。			
【コメント】	② 45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b	45
法人には個人情報保護規定があり、職員への教育は初任者研修で実施されている。しかし、全職員に向けた管理体制としては不十分である。昨今、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等による個人情報の拡散が社会問題化している。ガバナンスとしては課題があるので、継続的に職員教育を行い、個人情報保護の管理水準を上げていくことを期待したい。			

内容評価基準（41項目）A-1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮		第三者 評価結果	
【コメント】	① A1 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。	a	A1
施設の行動指針を定期的に読み上げて確認している。子ども一人ひとりの性格を把握した上で、この子にとって何が一番良いのか等を職員間で話し合っている。			
【コメント】	② A2 子どもの発達段階に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。	a	A2
子どもの年齢や保護者の状況に応じて対応するよう努めている。管理職、児童相談所とも十分に連携を取りながら支援している。			
(2) 権利についての説明			
【コメント】	① A3 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	b	A3
権利ノートは使用していないが、日々の生活の中で、権利について話すようにしている。今後はより定期的に具体的な取り組みに期待したい。			
(3) 他者の尊重			
【コメント】	① A4 様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。	a	A4
小学生から高校生まで一緒に生活している中で、なるべく自分たちで関係を修復できるように支援している。			

(4) 被措置児童等虐待対応			
【コメント】	① A5 いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。	c	A5
規定、サービス向上委員会虐待防止部会で虐待対応について明文化されており、日々の支援でも注意、喚起されている。体罰等の虐待防止の徹底のためには就業規則等の見直しも望まれる。規定、サービス向上委員会虐待防止部会で被措置児童等虐待対応について明文化されているが、就業規定上には具体的な懲戒規定がないので改善を期待したい。			
【コメント】	② A6 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a	A6
正規職員2名、非常勤職員4名が勤務しており、子どもとの不適切な関わりについては、それぞれから話しを聞き、会議でも確認している。			
【コメント】	③ A7 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。	c	A7
被措置児童等虐待の届出・通告に対する整備はされていないので、早急に整備することを期待したい。			
(5) 思想や信教の自由の保障			
【コメント】	① A8 子どもや保護者等の思想や信教の自由を保障している。	a	A8
子どもの入所時に保護者からの申し出があった場合は、子どもの思想・信教の自由について最大限に配慮し保障していることを伝えている。			
(6) こどもの意向や主体性への配慮			
【コメント】	① A9 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っている。	a	A9
本体施設から「桜」に移行する際には、園長、課長から子どもに説明して同意を得ている。移行後は最低1年は生活をしてみて、本人の生活の様子、気持ちを確認している。			
【コメント】	② A10 職員と子どもが共生の意識を持ち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	a	A10
年度初めに、子どもたちと話し合い、入浴日等の時間や順番、食事や掃除の役割分担、またゲーム使用のルールなどを決めている。			
(7) 主体性、自律性を尊重した日常生活			
【コメント】	① A11 日々の暮らしや、余暇の過ごし方など健全な生活のあり方について、子ども自身が主体的に考え生活できるよう支援している。	a	A11
パソコン、ゲーム等は使用できる曜日、時間を、年度初めの子どもを交えた「お話し会」で決めている。また要望があれば習い事にも対応する。キャンプ等の夏の行事に関しても子どもたち全員で企画から始めているほか、町内行事等も自由に参加させている。			
【コメント】	② A12 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。	b	A12
小学生1,000円、中学生4,000円、高校生6,000円と決めている。使いすぎた場合は、前借りはさせないようにしている。出納帳は職員がつけているが、高校生には卒業までに金融機関からの入出金の仕方などを教えている。小規模ケアなのでマンツーマン指導できるが、マニュアルにより子どもへの対応の質を担保することにも期待したい。			
(8) 継続性とアフターケア			
【コメント】	① A13 家庭復帰にあたって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう復帰後の支援を行っている。	b	A13
家庭復帰の可能性のある子どもについては、帰省時に継続的に子どもの様子を確認し、家庭専門支援員に報告をしている。家庭支援専門員は支援経過を記載した「家庭支援」を作成している。今後は、「桜」として家庭復帰の可能性のある子どもについて、家庭専門支援員との連携のもと、要保護児童対策協議会等の関係機関との繋がりを構築し、家庭復帰後の状況把握や対応等、一連の仕組みを作ることに期待したい。			
【コメント】	② A14 できる限り公平な社会へのスタートが切れるように、措置継続や措置延長を積極的に利用して継続して支援している。	b	A14
本体施設としては、児童養護施設の役割として奨学金制度を創設し、高校卒業後の進学への後押しをしている。また、高校卒業後、仕事を辞めた子どもについて、次の就職まで措置延長をして支援した。今後は「桜」として、本体施設との連携を基に、子どもが公平な社会へのスタートが切れるような取り組みを強化していくことに期待したい。			

【コメント】	③ A15 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	b	A15
今年退所して大学へ進学した子どもと、定期的に連絡をとっている。しかし職員個人のよるもので、組織としての仕組みとなるように、今後の取組に期待したい。			
<b>A-2 養育・支援の質の確保</b>			
(1) 養育・支援の基本		第三者 評価結果	
【コメント】	① A16 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	b	A16
障がいも含めた様々な事情のある子どもたちがいる中で、一人ひとりの気持ちに寄り添うよう努めている。しかし「個別重点月間集約表」の記録ではストレングスの視点や受容的・支持的な記述が少ない。常に問題のある子どもとして記録されているので、肯定感を育む支援の充実に期待したい。			
【コメント】	② A17 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	b	A17
子どもと一人一人の気持ち、欲求に応えるように努力している。しかし建物内の空間が狭いため子どものプライバシーを確保しながら触れあう時間、場所に課題がある。子どもから「話したいカード」の提案があり、そのカードを見せると、他の子どもたちは退出しなければいけないというルールをつくったばかりで、今後の取組に期待したい。			
【コメント】	③ A18 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	a	A18
子どもが自分でできそうなことでも職員にやって欲しいという要望は多い。そこで、まずは子どもに対して職員が「自分でやってみようね。」と働きかけている。それでも子どもができない場合は、職員と一緒に行うようにしている。この一連のプロセスを大切にすることで、子どもが自ら判断し行動することを保障するように努めている。			
【コメント】	④ A19 発達段階に応じた学びや遊びの場を保障している。	b	A19
子どもたちは下校後、家にいることが多い。小学生低学年は家の周りでままごとをしたり、また違う学年の子どもはDVDを借りに行ったりすることもある。介助員が絵本を持ってきたりすることもあるが、今後、地域の社会資源等の活用も含めて活動範囲を広げることを期待したい。			
【コメント】	⑤ A20 秩序ある生活を通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a	A20
歯磨き、洗濯、掃除等の基本的な生活習慣は、日々、獲得できるように支援している。「桜」の基本的な生活ルールは子どもたちに周知している。職員の振るまいや生活技術は年齢や経験から違いはあるが、介助員の勤務年数は比較的長くベテランである。この点を小規模ケアの特性を活かし、職員全員の目が行き届くことで養育・支援している。			
<b>(2) 食生活</b>			
【コメント】	① A21 食事は、団らんの場でもあり、おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。	a	A21
食事は全員で食べるようにしている。またテーブル拭き、箸置きも役割が決まっている。中学生、高校生は部活があるが、あまり遅くなることもなく、一人で食べるということはない。好き嫌いもないように調理の工夫などしている。			
【コメント】	② A22 子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供している。	a	A22
食物アレルギーの子どももいるため、献立中の食材には出さないように十分な注意をしている。献立の希望は個々に聞いて反映させており、残食はほとんどない。			
【コメント】	③ A23 子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進している。	a	A23
子どもと一緒にスーパーに行って食材の選び方を伝えたり、切葉の仕方、食材毎の加熱の仕方なども教えている。また誕生日の時などは一緒にケーキ作りや、飾り付けなどしている。			

(3) 衣生活			
【コメント】	① A24 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a	A24
衣服と一緒に買いに行き選ぶようにしている。その際、学校に着ていける物、着ていけない物なども話し合いながら決めている。衣服の保存はしわにならない収納方法なども教えている。靴は夏休み、冬休み中に洗うようにして清潔を保つように支援している。			
(4) 住生活			
【コメント】	① A25 居室等施設全体がきれいに整美されている。	a	A25
数年前に広い家に移転して以前より住環境は良くなっている。共有スペース等は子どもたちが自分で整理をするように見守りしているが、私物が一週間以上放置している場合は「さよならボックス」に入れて片付けるまで一週間待ち、それでもそのままにしておく職員室に回収するようになっていく。家の中の雰囲気も温かみのあるものになっている。			
【コメント】	② A26 子ども一人ひとりの居場所が確保され、安全、安心を感じる場所となるようにしている。	a	A26
二人部屋は2室あるが、ダンス等でプライベート空間を確保している。また子どもたちがいつも安心を感じることができるよう配慮している。			
(5) 健康と安全			
【コメント】	① A27 発達段階に応じ、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。	a	A27
手洗い、うがい、歯磨き、爪切り等は自分で行えるように声をかけ支援している。シーツ交換、布団カバー等の交換、また季節の衣替えも自力で行えるように支援している。通学道路の危険箇所、歩く所、道路の渡り方なども低学年のうちに教えている。			
【コメント】	② A28 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a	A28
日々、子どもの健康状態の様子を観察しており、通院が必要な場合は適時対応している。また感染症などへの対応も毎年、胆振振興局から情報が入り、本体施設の感染症委員会で検討・対応している。			
(6) 性に関する教育			
【コメント】	① A29 子どもの年齢・発達段階に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	b	A29
日々の中でプライベートゾーンについて話している。また身だしなみで下着が見えそうな時、異性との距離、赤ちゃんはどうして生まれるのか等を話している。しかし、職員は、子どもに対してどの程度まで話して受け入れられるのか戸惑うこともある。しかし今後、子どもが成長していく過程で、子ども同士が性的な加害・被害関係とならないように、十分な配慮も必要となる。本体施設と連携した、今後の取り組みに期待したい。			
(7) 自己領域の確保			
【コメント】	① A30 でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしている。	a	A30
コップ、箸、茶碗、弁当箱等は個人所有にしており、シャンプー、リンス等は希望があれば個人所有にしている。個人の貸し借りはその日のうちに返すようにしている。また可能な限り個人の物には名前を書かないようにしており、自分の管理をきちんとするように支援している。			
【コメント】	② A31 成長の記録（アルバム等）が整理され、成長の過程を振り返ることができるようにしている。	a	A31
アルバムは子どもたちが保管しており持っているの、追加していく写真は子どもたちと定期的に時系列で整理をしている。その際、その頃の生活、様子の振り返りをおこなって、卒園時にはアルバムを持たせている。			
(8) 行動上の問題及び問題状況への対応			
【コメント】	① A32 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	b	A32
子ども同士の喧嘩で家から飛び出すこと等がある。こうした際は、緊急にカンファレンスを開き児童相談所と連携しながら対応している。定期的な心理療法と並行して、職員全体で課題解決方法を共有しながら子どもの状態を観察している。本体施設と離れた地域での小規模ケアなので、緊急時における即時の応援は困難である。このため、職員の感情コントロールも含めた支援技術の向上に期待したい。			



	②	A33 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	a	A33
【コメント】	職員は、中学生同士の気持ちのすれ違い等の様子を見ながら関係性の修復ができるように支援している。子ども同士は差別することはなく、お互いの個性を受け入れる素地が育っている。また問題が大きくならないうちに介助員と子どもとの出来事なども、職員相互で情報共有ができるように詳細を伝えている。			
	③	A34 虐待を受けた子ども等、保護者等からの強引な引取りの可能性がある場合、子どもの安全が確保されるよう努めている。	a	A34
【コメント】	現在、該当するケースはないが、保護者が一方的に帰省させたいと連絡してくることがあった。その時は子どもの気持ちを尊重して、本体施設を面会場所に使い児童相談所の許可が必要と話したことがあったが、トラブルに発展したことはない。			
(9) 心理的ケア				
	①	A35 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	b	A35
【コメント】	現在、心理療法を受けている子どもは月に1~2回の頻度で本体施設に通っている。子どもの状態に関する情報を心理士と共有しながら支援を行っているが、今後、なお綿密な意見交換をしていくことを期待したい。			
(10) 学習・進学支援、進路支援等				
	①	A36 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a	A36
【コメント】	小中学生は学校から帰ってきて夕食までの間に宿題を済ませることになっている。土、日曜日は10時から勉強の時間になっており、部活に行ってる場合は帰ってきてから自主的に行っている。また基礎学力が低い子どもは主に長期の休みを利用して苦手克服を支援しているほか、塾も希望があれば通うことが出来る。			
	②	A37 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a	A37
【コメント】	基本的には学校との話し合いを基にどうしたらいいかを「桜」で考えている。主に退所後の生活設計の具体的準備について、必要な物、お金等のことを子どもと一緒に考えている。保護者には十分話していきながら保証人等の役割を担ってもらっている。			
	③	A38 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	b	A38
【コメント】	過去にアルバイトをしていた子どもはいるが、現在はいない。本体施設と連携して職場体験等の社会経験の拡大に向けて取り組むことを期待したい。			
(11) 施設と家族との信頼関係づくり				
	①	A39 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a	A39
【コメント】	「わかずぎ便り」を送る際に、子どもからの手紙を同封している。職員は子どもの意見、希望を一番に受け止めている。保護者と子どもの思いがすれ違う時は、子どもの側に立った十分な説明を行い、家族からの相談体制を保っている。			
(12) 親子関係の再構築支援				
	①	A40 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	b	A40
【コメント】	FSW（ファミリーソーシャルワーカー）を配置しているが、家庭支援センターがないため積極的、継続的な支援とまではない。本体施設から離れた地域での小規模ケアとしては、一時的な家族間調整に終始してしまう。FSWの専門性を発揮できるようにするためにも、家庭支援センターの開設といった、今後の法人の取り組みにも期待したい。			
(13) スーパービジョン体制				
	①	A41 スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。	b	A41
【コメント】	本体施設に基幹的職員を配置しており、課題が生じた都度、助言を受けることができるようになっている。また自立支援計画策定時には園長、課長、心理士、基幹的職員などと個別支援会議を開き、子どもの課題等を話し合うようになっているが、小規模ケアとしては不十分である。今後の教育的スーパービジョン等の向上により期待したい。			